

〈東京国税局からのお知らせ〉

## 文書回答手続をご利用ください

### 文書回答手続とは

納税者の皆様から、個別の取引等に係る税務上の取扱いに関して文書による回答を求める旨の事前照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会内容を公表するという納税者サービスです。

- 受付日からおおむね1か月以内に処理の時期の見通し等を説明します。
- 回答は、受付日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努めています。
- 照会者名等の照会者を特定する情報は原則非公表となります。
- 照会者からの申出があり、相当の理由があれば、回答後の公表を最長1年間（原則2か月以内）延期することができます。

### 対象となるものは

照会者が、自ら実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なもの（その取引等に係る国税の申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）に照会されるものに限ります。）

### 対象とならないものは

- 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくもの
- 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているもの
- 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの
- 国税の軽減等を主要な目的とするものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- その他、文書回答手続による回答が適切でないと認められるもの

### 照会方法は

税務署等に備え付けてある用紙（国税庁ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて、原則として照会者の納税地を所轄する税務署に提出していただくことになります。

なお、具体的な審査及び回答は、原則として国税局の課税第一部審理課が行います。

### ※ご注意ください！

- 取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答は行われませんので、審査に要する期間や審査に必要な追加資料の用意に要する時間などをご考慮の上、ご照会ください。
- 事前照会の回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。
- 回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。

詳細については国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答」からご覧ください（東京国税局ホームページトップ画面下部の文書回答手続バナーからもご覧できます。）。



この社会、あなたの税がいきている

(東京国税局からのお知らせ)

## 文書回答手続をご利用ください！

～納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。～

「文書回答手続」とは、納税者の皆様から、申告期限等の前に個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会内容を国税庁ホームページで公表するという納税者サービスです(照会者名は原則非公表です。)。

なお、この手続の詳細については、国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答」からご覧ください(東京国税局ホームページのトップ画面下部の文書回答手続バーからもご覧できます。)。